

大分市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 472,898	千円 220,926,921	千円 5,226,170	千円 33,171,390	% 15.0	% 13.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

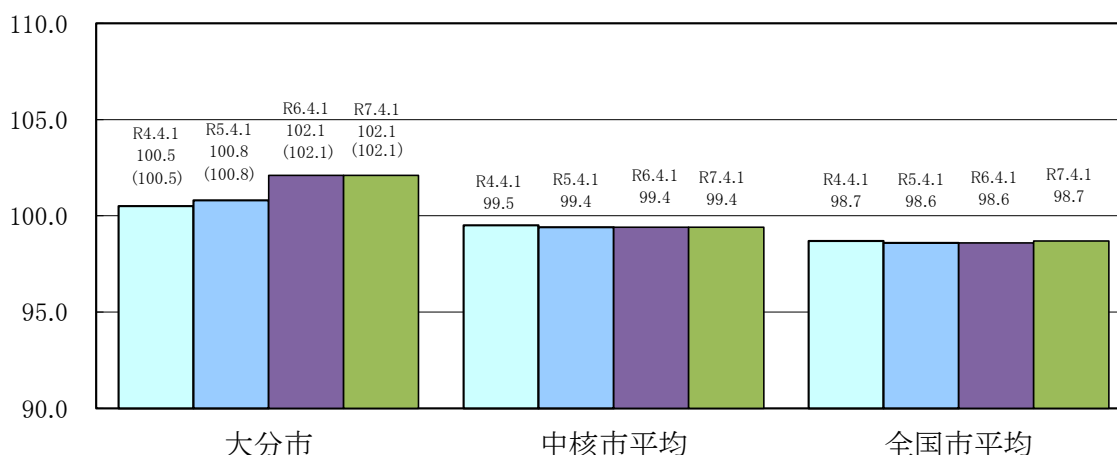
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和6年度	人 3,108	千円 12,552,828	千円 2,504,575	千円 5,288,407	千円 20,345,810	千円 6,546	千円 6,541

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 中核市平均(類似団体平均)とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

現在の状況を踏まえて、令和8年4月1日から新たに給料減額措置を実施していることから、ラスパイレス指数については抑制されるものと考えています。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 (未実施)]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

3級から7級までの初号近辺の号俸カットについては、在職する一般職員はいないため実施を見送っています。また、8級に隣接する級間での給料月額重なるの解消については、ラスパイレス指数が高い状況を踏まえて慎重に検討しています。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準に準じ、大分市においては非支給。

（実施時期）－

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %
大分市の支給割合	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

（その他）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	40.5 歳	333,552 円	401,345 円	362,622 円
大分県	41.3 歳	327,419 円	409,972 円	354,409 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
中核市	42.3 歳	331,473 円	417,367 円	377,585 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	42.9 歳	273 人	333,764 円	372,459 円	348,729 円
うち清掃職員	41.8 歳	67 人	326,955 円	373,635 円	345,379 円
うち学校給食調理員	45.1 歳	62 人	343,079 円	361,406 円	351,826 円
うち自動車運転手	51.3 歳	11 人	381,645 円	429,910 円	398,964 円
大分県	52.5 歳	137 人	317,894 円	359,815 円	333,731 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
中核市	50.9 歳	175 人	323,727 円	381,452 円	354,857 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大分市	40.1 歳	310,950 円	333,020 円
大分県	42.9 歳	363,899 円	402,604 円
中核市	40.4 歳	328,122 円	383,554 円

④公安職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	38.3 歳	328,127 円	398,898 円	357,469 円
中核市	39.2 歳	323,804 円	424,479 円	370,816 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	大 分 市	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	226,400 円	226,400 円	220,000 円
	高 校 卒	200,500 円	195,200 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	200,500 円	193,200 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	学 歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	291,598 円	367,400 円	390,122 円	407,171 円
	高 校 卒	260,900 円	336,420 円	368,700 円	388,200 円
技能労務職	高 校 卒	255,540 円	—	366,771 円	378,900 円
	中 学 卒	—	—	—	—
公 安 職	大 学 卒	301,757 円	370,980 円	389,740 円	—
	高 校 卒	267,720 円	345,160 円	—	388,967 円

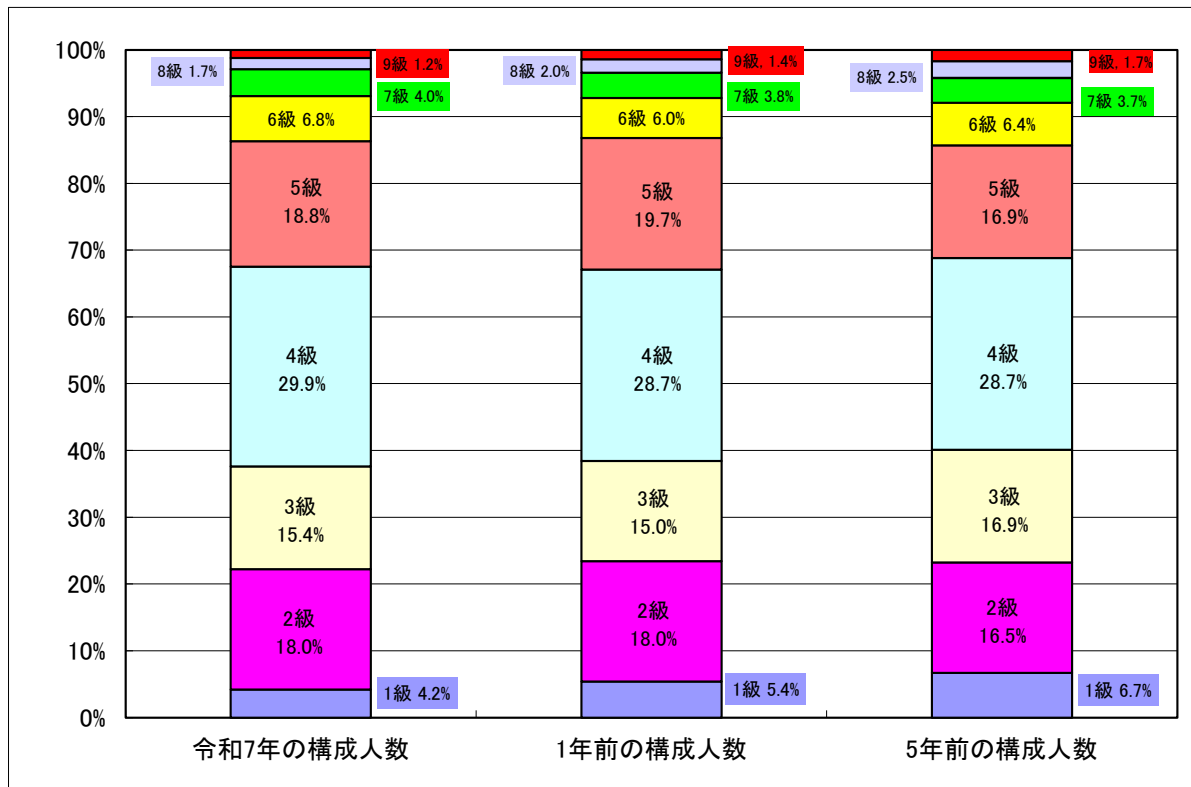
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

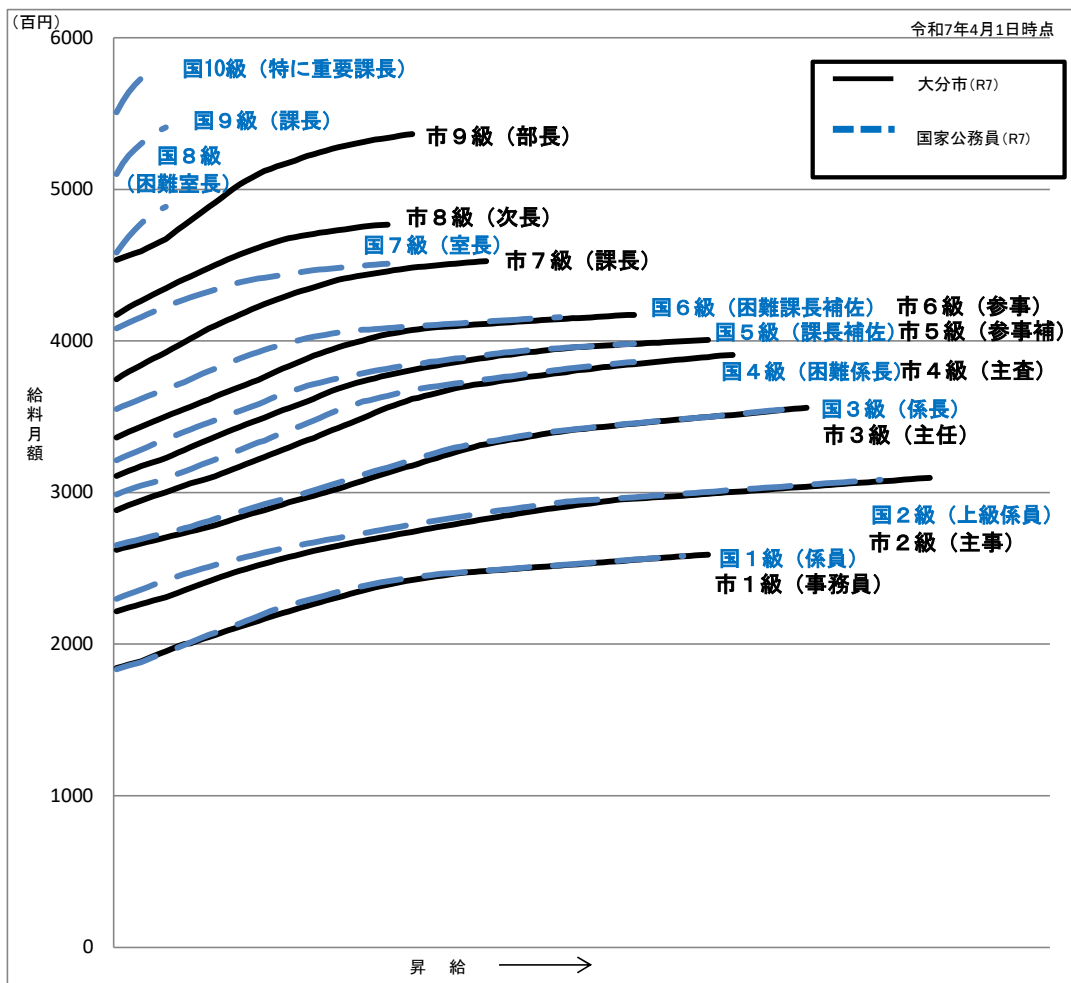
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員の職務	79 人	4.2 %	184,200 円	259,100 円
2 級	主事の職務	335 人	18.0 %	221,600 円	309,700 円
3 級	主任の職務	287 人	15.4 %	262,300 円	356,000 円
4 級	主査の職務	556 人	29.9 %	288,400 円	390,800 円
5 級	参事補または主幹の職務	351 人	18.8 %	311,000 円	400,700 円
6 級	参事の職務	126 人	6.8 %	336,300 円	417,300 円
7 級	課長の職務	75 人	4.0 %	374,800 円	452,600 円
8 級	次長の職務	32 人	1.7 %	417,200 円	476,800 円
9 級	部長の職務	22 人	1.2 %	453,600 円	536,500 円

(注)1 大分市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大分市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 分 市	大 分 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,675 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,725 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価活用状況(大分市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

大 分 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額			—		
	自己都合	応募認定・定年			
	3,460 千円	23,856 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		13,186 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		775,661 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京事務所	20.0 %	9 人	20.0 %
医師	16.0 %	4 人	16.0 %
上記を除く行政職・公安職級料表適用者	0.0 %	0 人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	65,594 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	85,632 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	22.2 %
手当の種類(手当数)	22

※詳細は別紙参照

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	915,632 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	292 千円
支給実績(令和5年度決算)	811,250 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	261 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円
支給対象地域	世帯主の区分	支給額(月額)
-		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 1人につき3,500円～11,000円	異なる	支給区分及び支給額	387,330 千円	267,493 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給 (28,500円上限)	異なる	支給区分及び支給額	305,572 千円	301,353 円
通勤手当	1.交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2.交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 5,600円～26,800円)	異なる	距離区分及び支給額	273,781 千円	100,952 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	異なる	支給区分及び支給額	300,099 千円	977,521 円
初任給調整手当	医師である職員に支給 (67,000円～310,000円) 獣医師である職員に支給 (3,000円～30,000円)	異なる	-	13,021 千円	1,627,575 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う 単身赴任者に対して支給 30,000円(距離加算あり)	同じ	-	3,648 千円	912,000 円
特地勤務手当	市外地、生活の著しく不便な地に所在する施設に勤務する場合 支給率 1/100	異なる	国 支給割合 4/100～25/100	403 千円	44,730 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 支給率 135/100	同じ	-	209,431 千円	188,168 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた場合 支給率 25/100	同じ	-	41,465 千円	104,183 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 1日6,100円～7,400円(年末年始は5割増)	異なる	国 4,200円～ 20,000円	916 千円	101,744 円
管理職員 特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	異なる	国 6,000円～ 12,000円	2,474 千円	21,894 円
義務教育等教員特別手当	認定こども園又は幼稚園に勤務する保育教諭に対して支給 支給率 9/1000	-	-	2,443 千円	28,402 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,134,000 円 ()	(参考)中核市における最高/最低額 1,180,000 円 / 707,000 円	
	副 市 長	905,000 円 ()	960,000 円 / 696,000 円	
報 酬	議 長	766,000 円 ()	827,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	695,000 円 ()	748,000 円 / 513,000 円	
	議 員	641,000 円 ()	700,000 円 / 475,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	3.45	月分	
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.45	月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×45.7/100	24,875,000 円	任期ごと (直近) 市長:令和5年 副市長:令和6年
	備 考	給料月額×在職月数×30.9/100	13,422,000 円	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 本市条例では、退職手当支給割合について、市長は63/100以内、副市長は40/100以内の割合とし、その手当額について、その都度、議会の議決を経て定めるように規定されている。
(上記算定方式、1期の手当額、支給時期については直近の支給内容。)

別紙
一般職員

項目	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価	
1 市税の賦課徴収事務に従事する職員	(ア) 税制課、市民税課、資産税課、納税課又は国保年金課(国民年金室を除く。)に勤務する職員	項目に掲載している職員	39,111千円	給料月額100分の8 ただし、月額12,600円を限度とする。
	(イ) 市税の滞納差押えにより徴収したもの			徴収1件につき20円及び徴収金額の1,000分の20
	(ウ) 市税滞納者の差押物件の引上げをしたもの			1世帯につき 200円
2 感染症防疫作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に係る手当の特例	健康課等職員	—	1日につき 530円
3 生活福祉課に勤務する職員	指導監督又は現業を行う職員	項目に掲載している職員	10,205千円	月額 9,700円
4 行旅病人の保護又は行旅死亡人等の収容作業等に直接従事した職員(第17項の手当の支給を受ける職員を除く。)		福祉保健課等職員	—	病人 1件につき 2,700円 死亡人 1件につき 5,300円
5 保健所に勤務する職員	(ア) 医師(歯科医師を含む。)	項目に掲載している職員	2,640千円	月額150,000円以内で、市長が定める額
	(イ) 臨床検査業務に直接従事する職員			月額 6,800円
	(ウ) 化学検査業務に直接従事した職員((ア)及び(イ)並びに次項の手当の支給を受ける職員を除く。)			1日につき 250円
6 獣医師である職員		衛生課等獣医師	979千円	月額 6,700円(市長が別に定める者については、月額10,000円)
7 保健師である職員		項目に掲載している職員	2,467千円	月額 2,400円
8 犬、ネコ等のへい死体処理に従事した職員		清掃業務課等担当職員	1,682千円	1体につき 290円
9 用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は工事補償折衝に直接従事した職員		道路建設課等担当職員	166千円	1日につき 400円
10 代執行作業に従事した職員		税務担当課等職員	—	1日につき 240円
11 滞納整理のため半日以上外勤した職員(第1項の手当の支給を受ける職員を除く。)		住宅課等担当職員	—	1日につき 190円
12 水質分析業務に直接従事した職員		環境分析室等担当職員	449千円	1日につき 250円
13 都市下水道等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員		河川課等担当職員	—	1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 370円
14 しらゆりハイソに勤務する職員		項目に掲載している職員	110千円	月額 2,300円
15 狂犬病の防疫作業等に直接従事した職員		衛生課等担当職員	174千円	1日につき 330円 ただし、違反犬の捕獲業務に直接従事した場合は、1日につき540円を支給する。
16 家畜伝染病防疫業務に直接従事した職員		林業水産課等担当職員	—	1日につき 160円
17 葬斎場に勤務する職員	(ア) 火葬業務に従事する職員	項目に掲載している職員	1,546千円	月額 12,000円
	(イ) (ア)以外の職員			月額 4,500円
	(ウ) 火葬業務に従事する職員			月額 12,000円
18 環境部、農林水産部、土木建築部、都市計画部等に勤務する職員で、著しく危険な業務に従事したもの	(ア) 交通遮断をすることなく行う道路維持修繕作業又は測量作業に従事した職員	項目に掲載している職員	—	1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 240円
	(イ) 工事の監督、検査等で地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の悪い場所において作業等に従事した職員			1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 240円
	(ウ) 墜落の危険が特に著しい(傾斜面(60度以上)で行う工事の監督、測量、検査等の作業に従事した職員			1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 240円
19 消防職員	(ア) 救急救命士法(平成33年法律第36号)第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置に従事した救急救命士である職員	項目に掲載している職員	508千円	1回につき 450円
	(イ) 潜水器具を着用して潜水業務に従事した職員			1回につき 410円
	(ウ) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等が発散している区域、放射性物質等により汚染されている区域その他著しく危険である区域において消防活動に従事した職員			1日につき 2,600円
	(エ) 大規模災害の発生区域において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事した職員又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員			1日につき 1,680円
20 災害応急作業等に従事した職員	(ア) 道路、河川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(イ)又は(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。)	項目に掲載している職員	—	1日につき 530円
	(イ) 道路、河川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(イ)又は(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。)			5千円
	(ウ) (ア)又は(イ)の作業に準ずると市長が認める作業に従事した職員(同一の作業について(イ)又は(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。)			3千円
	(エ) 夜間(日没時から日出時までの間をいう。)(ア)又は(イ)又は(ウ)の作業に従事した職員(同一の作業について(イ)又は(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。)			41千円
	(オ) 市長が著しく危険であると認める区域において(ア)、(イ)又は(ウ)の作業に従事した職員			—
21 子ども家庭支援センターに勤務する職員	(ア) 指導監督又は現業を行う職員	項目に掲載している職員	3,211千円	月額 9,700円
	(イ) 大分県が設置する中央児童相談所において相談、調査、判定、指導又は児童の一時保護に従事する職員((ア)の手当の支給を受ける職員を除く。)			1,630千円
22 有害鳥獣(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定に基づき本市が策定する被害防止計画において定める同条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。)(その他市長が定める動物の殺処分作業に従事した職員		項目に掲載している職員	99千円	1日につき 500円

6 職員数の状況

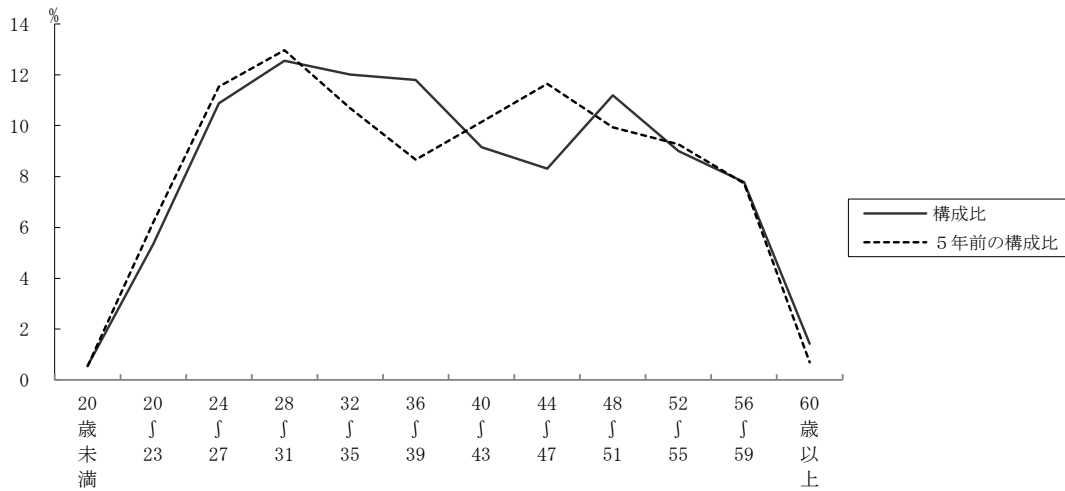
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	24	24		4 DX推進業務の増等 ▲1 資産税業務の減等 ▲1 農業集落排水事業の事務移管 ▲2 大阪万博開催に係る観光業務の減等 ▲3 研修派遣の減等 ▲5 保育所業務の減等 4 新環境センター業務の増等
		総務	546	550		
		税務	163	162		
		労働	4	4		
		農林水産	75	74		
		商工	85	83		
		土木	371	368		
		民生	570	565		
	衛生	450	454			
	計	2,288	2,284	▲4	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.30 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 48.24 人)	
教育部門	333	319	▲14	幼稚園業務の減等		
消防部門	487	491	4			
小計	3,108	3,094	▲14	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.43 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 65.99 人)		
公営会 企計業 等部門	水道	140	142	2	水道管理業務の増	
	下水道	86	84	▲2	下水道管理業務の減	
	その他	120	121	1	介護保険業務の増	
小計	346	347	1			
合計		3,454	3,441	▲13	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.76 人	
		[4,007]	[4,007]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	19人	184人	374人	432人	413人	406人	315人	286人	385人	310人	268人	49人	3,441人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,162	2,200	2,227	2,258	2,288	2,284	122 (5.6%)
教 育	362	354	335	327	333	319	▲ 43 (▲11.9%)
消 防	467	479	483	486	487	491	24 (5.1%)
普通会計計	2,991	3,033	3,045	3,071	3,108	3,094	103 (3.4%)
公営企業等会計	332	336	335	338	346	347	15 (4.5%)
総合計	3,323	3,369	3,380	3,409	3,454	3,441	118 (3.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和6年度	千円 8,722,326	千円 806,200	千円 1,116,899	% 12.8	% 12.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費236,586千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 152	千円 598,834	千円 111,527	千円 248,658	千円 959,019	千円 6,309	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	40.7 歳	347,884 円	540,168 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大分市上下水道局	大分市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,615 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,675 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

大分市上下水道局			大分市（一般行政職）			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額 (*) — 千円 23,716 千円			1人当たり平均支給額 3,460 千円 23,856 千円			7,848 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(*) 個人情報保護の観点から、対象者が1人～2人の際は、金額を表示しないこととしている。

ウ 地域手当

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)					514 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)					6,351 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)					52.6 %
手当の種類(手当数)					7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
滞納整理手当	(ア)滞納整理に従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	— 千円	徴収1件につき5円及び徴収金額 の1,000分の5に相当する額から (イ)に掲げる手当額を控除した額	
	(イ)停水及び停水処理並びに現地徴収に従事した職員			徴収金額の1,000分の5に相当する 額を限度として勤務1回につき 200円	
危険作業手当	①交通を遮断することなく道路上で行う配水管布 設工事等の監督若しくは検査業務又は弁栓類の 操作等の業務に従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	111 千円	1日3時間以上業務に従 事した場合 1日につき 240円	
	②地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足 場の悪い場所において工事の監督又は検査業務 に従事した職員				
	③墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で 行う工事の監督若しくは検査業務又は測量業務に 従事した職員				
	④酸素欠乏の危険性を有する場所において調 査、検査等の業務に従事した職員				
	⑤有毒ガスが発生するおそれのある業務又は危 険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員				
	⑥電気事業法第38条第4項に規定する自家用電 気工作物のうち600ボルトを超える電気設備の操 作、監督、点検等の業務又は当該設備に近接して 行う業務に従事した職員				
用地交渉手当	用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は 工事補償折衝に直接従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	2 千円	1日につき400円	

緊急呼出手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日に突発事故等の発生により緊急出動の要請を受け、業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	370 千円	勤務1回につき2,000円 (緊急出動が午後10時から翌日の午前5時までの場合は、2,500円)
特殊自動車運転操作手当	給水活動のため特殊自動車を運転し、又は操作した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	58 千円	1日につき370円
しゅんせつ作業手当	公共下水道等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	1日3時間以上業務に従事した場合 1日につき 370円
災害応急作業等手当	(ア)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)	主な支給対象職員の項に掲げる業務	106 千円	1日につき530円
	(イ)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	1日につき350円
	(ウ)夜間(日没時から日出時までの間をいう。)(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額
	(エ)管理者が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	53,288 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	386 千円
支給実績(令和5年度決算)	44,786 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	327 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 1人につき3,500円～11,000円	同じ		16,921 千円	238,324 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給(28,500円上限)	同じ		14,225 千円	302,660 円
通勤手当	1. 交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2. 交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 5,600円～26,800円)	同じ		11,701 千円	94,363 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	同じ		14,878 千円	929,875 円
管理職員特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	同じ		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	12,685,926	0	256,371	2.0	2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費420,460千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	85	325,500	56,278	137,230	519,008	6,106	6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
公共下水道事業	38.7 歳	338,099 円	509,827 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大分市上下水道局	大分市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,614 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,675 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,562 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

大分市上下水道局			大分市（一般行政職）			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円			1人当たり平均支給額 3,460 千円 23,856 千円			6,120 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)				47 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				2,924 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				18.6 %
手当の種類(手当数)				7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	(ア)滞納整理に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	— 千円	徴収1件につき5円及び徴収金額の1,000分の5に相当する額から(イ)に掲げる手当額を控除した額
	(イ)停水及び停水処理並びに現地徴収に従事した職員			徴収金額の1,000分の5に相当する額を限度として勤務1回につき200円
危険作業手当	①交通を遮断することなく道路上で行う配水管布設工事等の監督若しくは検査業務又は弁栓類の操作等の業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	— 千円	1日3時間以上業務に従事した場合 1日につき 240円
	②地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の悪い場所において工事の監督又は検査業務に従事した職員			
	③墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で行う工事の監督若しくは検査業務又は測量業務に従事した職員			
	④酸素欠乏の危険性を有する場所において調査、検査等の業務に従事した職員			
	⑤有毒ガスが発生するおそれのある業務又は危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員			
	⑥電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物のうち600ボルトを超える電気設備の操作、監督、点検等の業務又は当該設備に近接して行う業務に従事した職員			
用地交渉手当	用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は工事補償折衝に直接従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	9 千円	1日につき400円

緊急呼出手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日に突発事故等の発生により緊急出動の要請を受け、業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	35 千円	勤務1回につき2,000円 (緊急出動が午後10時から翌日の午前5時までの場合は、2,500円)
特殊自動車運転操作手当	給水活動のため特殊自動車を運転し、又は操作した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	3 千円	1日につき370円
しゅんせつ作業手当	公共下水道等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	1日3時間以上業務に従事した場合 1日につき 370円
災害応急作業等手当	(ア)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	1日につき530円
	(イ)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	1日につき350円
	(ウ)夜間(日没時から日出時までの間をいう。)(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額
	(エ)管理者が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	21,722 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	275 千円
支給実績(令和5年度決算)	22,501 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	296 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 1人につき3,500円～11,000円	同じ		12,083 千円	274,614 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給(28,500円上限)	同じ		8,077 千円	310,654 円
通勤手当	1. 交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2. 交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 5,600円～26,800円)	同じ		7,040 千円	105,075 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	同じ		7,309 千円	1,044,143 円
管理職員特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	同じ		0 千円	0 円